

書面での双方主張が大詰め

次回証人申請、いよいよ尋問開始

東海

No.3120

15.10.15

国土交通労働組合
東海建設支部
教育宣伝部

要求組織対話
四月期要求で対話を



あいさつをする職員闘争団長

九月十七日、社会保険庁
不当解雇撤回第十回口頭弁
論が名古屋地方裁判所大法
廷で行われ、東海建設支部
やユニオンから傍聴行動に
参加しました。
被告・国側から京都事案
大阪地裁判決批判に対す

東海建設支部は九月十七日、社会保険庁不当解雇撤回
第十回口頭弁論傍聴支援行動に参加しました。行動には
各分会から六名が参加し、裁判を傍聴しました。
口頭弁論では、書面による双方主張はほぼ終了し、次
回の口頭弁論で証人申請が予定され、早ければ年内から
証人尋問が始められる模様です。社保庁裁判への積極的
な協力をお願いします。

る反論書面が第七準備書面
として出され、原告から人
事院審理の口頭陳述の反訳
書を書証として提出しまし
た。次回は証人申請が予定

裁判傍聴のお願い
第11回口頭弁論
10月28日(水)11時から
名古屋地裁 大法廷
(20分前から決起集会)

2016年春闘賃金要求アンケートへのご協力を

国交労組では2016年春闘にむけて、国公職場で働く労働者の賃金をはじめとする労働条件等に関する要求と、職場での不安や不満を織ざらいし、一人ひとりの要求をふまえた運動を展開する観点から、全職員を対象とする「国公労連2016年要求組織アンケート」を実施します。また、期間業務(委託含む)職員を対象に「2016年非正規で働く仲間の要求アンケート」に取り組み、賃金底上げをはじめとした、労働条件改善等の取り組みに活用します。

本調査で得られた結果は、春闘期統一要求案の重要な資料となるだけでなく、全ての組合員が積極的に職場討議に参加する大衆的な要求確立の土台となるものです。また、秋季年末闘争における職場集会等を通じて、各職場における諸要求の掘り起こし、職場での対話を広げることに活用します。

東海建設支部としても、国公労連からの提起を受け積極的にこのアンケートに取り組むこととしますので、各分会におかれましては、2016年春闘にむけた取り組みの出発点として、また、要求組織活動と組織強化の観点から、積極的な取り組みをお願い致します。

されております。
裁判後の報告集会では、
闘争団あいさつに引き続
き、弁護団から報告が行わ
れました。
また、年金事務所の職場
実態(裏面参照)が報告さ
れ、情報流出の対応では、

現場は謝れと指示されるの
み。どうやって情報が漏れ
たのか、何が漏れたのかの
情報は無い。職員に責任を
押し付けていると、報告が
ありました。
最後に団結ガンバロウで
報告集会を終えました。

利益追求が責任の放棄に

年金機構からの委託職場の実態

低価格の委託料 破綻し、賃金未払い

日本年金機構の和歌山、大分、福島事務センターで二ヶ月分の賃金が未払いのまま入力業務の請負業者が三月に倒産、未払い賃金の支払いなどを求めて労働組合が結成されました。

入力業務は年金機構から委託された業者(福井)が他の業者(富山)に丸投げの形で再委託されてきました。年金機構は、「再委託は禁止されていて、公的業務が不適切な形で行われていたのは遺憾」(塩崎厚労大臣)とし、元請業者との契約を解除、経緯について調査をしています。しかし、賃金の未払いは、「業者側の問題だ」としています。しかし、和歌山事務センターの責任者は、従業員からの情報で再委託がされていたことを昨年一月に知っており、元従業員は、「年金機構にも責任がある」と主張しています。これに対して和歌山事務センターは、「再委託の事実が未払い発覚後(三月)に知った」と虚偽発言をしており、厚労省、年金機構の責任は重大です。

和歌山県の元従業員の二

〇名は労働組合を結成(「KDC労働組合」)し、今後、元請けと再委託を受けた業者への未払い賃金の要求、年金機構に対しては「違法な状態を確認せず放置した」として責任を追及する方針です。

三月の解雇後、従業員のほとんどが九月末まで日本年金機構に直雇いされ、入力業務は継続されています。年金機構は、事務センターの請負業務の入札を定期的に行っていますが、請負業者が変わってもほとんど従業員が次の業者に引き継がれる仕組みができており、年金機構も承知済み。しかも引き継ぎは業者に任せ、「安心」しているのです。従業員の中には旧社保庁職員もいるからです。

和歌山では新たな業者が入札をして十月には請負が再開される予定ですが、大分、福島は未定です。KDC労働組合は九月三日、富山と福井の請負業者が賃金を払わないため、富山労働局に対して申し入れを行い、富山労働局は、迅速な調査と処分を実施すると約束をしています。

厚生省は、委託業務を中止し、国の直接業務に戻せと要求しています。

異常な職場状況 ルールも守られない

日本年金機構は、年金情報流出問題の内部調査報告書で、「標的型メール攻撃に対し十分な対応ができなかったことの原因として、以下のような構造的な問題があった」としています。

・本事業はC/O(システム部門担当理事)と情報セキュリティ部署の部長、グループ長及び担当者がラインとして対応してきたが、基本的対応は担当者任せとなっており、C/Oや部長から具体的指示を行った形跡は確認できていない。

・情報セキュリティ部署に情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有する者がいなかった。

また、情報セキュリティ担当者が実質一名だったとの報道もあり、当局の責任は重大なものです。

更に、共有ファイルサーバの管理が適切に行われず、情報流出につながったことの原因としては、

・文書管理担当部署で、パスワードをかけるなどの運用ルールが、実行されているかなどの点検・確認が行われず、運用ルール自体が有名無実化していた。

とされています。

厚生大臣が「添付ファイルを開けるなど、セキュリティ対策の基本を実践できていない」と発言したこと、当事者に批判が集中しましたが、ウィルス対策ソフトで検出できない新種だったこともあり、添付ファイルを開いた当事者が責められることは、大変無責任なことだったと言えます。攻撃で年金機構に送られたメールは、関連団体が使用する文書が使われており、攻撃メールと気づくことは、困難だったと思われる、厚労大臣の発言は、職員に責任転嫁するだけの発言と言わざるを得ません。

組織として安心するため、実行困難なルールを定め、業務実態でルールが守られないようでは、日常的にルール全般を守らなくてもよいと錯覚する組織となることは、想像できます。

他人のログインIDを使用することは、誰でもルール違反だと分かっています。業務多忙で、やむを得ず使用した場合、問題が起った際に責任は誰になるか、客観的に考えれば分かるはず。問題は起る前に、抜本的な対策が必要です。